

平成26年度指定管理者管理運営状況評価結果について  
(東京都人権プラザ施設)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、平成26年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等の評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、総務局が一次評価を行い、外部委員を含む評価委員会の評価を経て、最終的な評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準(3段階)

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙1のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	東京都人権 プラザ	外部委員3名(学識経験者1名、公認会計士1名、弁護士1名)、内部委員2名(東京都職員)

評価委員会委員の氏名については別紙2のとおり。

(3) 評価結果

	S	A	B	計
東京都人権プラザ	—	1 施設	—	1 施設

各施設の評価は別紙3のとおり。

[問い合わせ先] 総務局人権部人権施策推進課  
電話 03-5388-2588 (直通)

## 評価の観点

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか ・業務の履行（清掃・巡回の回数など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行なわれているか ・情報公開は適切に行なわれているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	財務・財産の状況	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	利用状況	○事業計画どおりの利用状況となっているか ・利用者数は事業計画どおりか（環境の変化など外部要因を考慮） など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利用者の満足度はどうか ・苦情等への対応はどうか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか、 ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

## 評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会	泉 澤 俊 一	泉澤公認会計士事務所 公認会計士
	小 野 正 典	東京リベルテ法律事務所 弁護士
	菱 山 謙 二	筑波大学名誉教授
	小 暮 実	東京都総務局総務部長
	坂 本 由 美	東京都教育庁総務部人権教育調整担当課長

## 平成 26 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
東京都人権プラザ	台東区橋場 1-1-6	公益財団法人 東京都人権啓発センター	H23.4.1 ~ H28.3.31	A	<p>アイヌの写真展では、多数の新聞に取り上げられ関心度も高く、関連イベントも毎回定員を超えるなど大きな反響があり、展示室の利用者数も増加した。</p> <p>障害者アスリート等の企画展を実施し、競技用車いすやブラインドサッカーなどの競技用具を展示したが、実際に触れることができるなど好評であった。</p> <p>プラザ所在地以外の多摩市、檜原村等の 9 区 5 市 1 村で、人権問題体験学習会を行い、他地域の利用者のサービス向上を図った。</p> <p>今後も、啓発事業のレベルの維持・向上を図るとともに、引き続き、展示内容や図書資料室の充実、会議室の利用向上に努めるなど、多くの都民に人権問題への理解を深めてもらうため、時代に即応した取組を進めることが期待される。</p> <p>指定管理者選定の際における特命要件は次のとおりである。東京都人権啓発センターは、現在、いずれの要件も満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都が設立した監理団体であり、安定的な経営基盤を有するとともに、都の人権施策を確実に補完代行できる。</li> <li>(2) 都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。</li> <li>(3) 都の指導の下にセンターとプラザの事業を一体的に実施することにより、プラザの設置目的を効率的に達成できる。</li> <li>(4) 運営にあたる理事会や評議員会の委員等は、幅広い人権分野から選出されており、様々な課題に対応できる。</li> <li>(5) 管理委託を続けており、プラザの管理運営事業に良好な実績がある。</li> </ol>